

1. 目的

令和6・7年度に邑楽町が発注する小規模な土木工事・建築工事・業務委託・物品購入等の契約のうち、邑楽町競争入札参加資格者名簿（指名参加願い提出者）に登録されていない方でも契約をすることが出来る小規模で軽易な内容の契約を希望する方を対象に登録し、発注に際して積極的に業者選定の対象とすることにより、事業の効率化を図り、町内業者の受注機会の拡大に寄与することを目的とする。

2. 申請の出来る方

邑楽町内に主たる事業所を有し、下記のすべての条件にあてはまる事業者であること。なお、建設業の許可の有無、営業規模及び従業員数は問いません。

- ① 邑楽町競争入札参加資格者名簿に登録されていない方（指名参加願いを提出されていない方）
※ただし、同名簿に登録している方で、同名簿に登録していない業種や工種等を登録する場合は可とする。
- ② 契約を締結する能力を有する方及び破産者（復権を得ていない方）でない方
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、許可を取得している方
- ④ 町税を完納している方
- ⑤ 暴力団員及び暴力団関係者ではない方

3. 登録者の取扱い

「邑楽町小規模契約登録申請書」（様式1号）等提出書類を提出して審査に合格した方は、邑楽町小規模契約登録者名簿に登録して庁内に周知することにより、令和6・7年度に邑楽町が発注する小規模な契約の際の業者選定の対象となります。ただし、業者選定や契約を約束するものではありません。また、登録しないことによって、今後の小規模で軽易な内容の契約ができなくなるものでもありません。なお、登録申請書の書類審査に合格し、申請書を受理された方についてはこの制度による登録業者となりますので改めて通知は致しません。ただし、申請後に邑楽町の契約の相手として不適当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

4. 申請の時期及び方法

- ① 申請期間 令和6年3月1日（金）から3月22日（金）まで
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、土・日曜日、祝祭日を除く。また、上記申請期間以降でも随時申請可能ですが、この場合は、審査合格日が令和6年4月1日以降となります。）

- ② 申請場所 邑楽町役場財政課（役場庁舎2階）
- ③ 申請書類
 - ・ 邑楽町小規模契約登録申請書（様式第1号）
 - ・ 町税の完納証明書
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書（別紙）

※完納証明書について、個人の場合で、本人または同居の家族以外の場合は委任状が必要です。また、法人の場合は、法務局登録代表者印鑑と申請窓口に来た人の運転免許証等本人確認出来る書類が必要になります。

- ④ 問合せ先 邑楽町役場財政課契約検査係 TEL 0276-47-5005（直通）

5. 登録有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日

（ただし、途中で申請された方は、審査合格日から令和8年3月31日まで。）

6. 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、すみやかに邑楽町小規模契約登録内容変更申請書（様式第2号）と必要に応じて町税の完納証明書や暴力団排除に関する誓約

書（別紙）を提出しなければならない。

7. 契約に関する事項

①対象となる契約

工事 130 万円以下、物品購入 80 万円以下、借入れ 40 万円以下、その他委託など 50 万円以下

②発注方法

邑楽町が小規模な工事・業務委託・物品購入等の契約を発注するときは、原則として複数の業者から見積もりを徴収し、最も低い価格を提示した者と契約をすることになります。

なお、見積もりを邑楽町から依頼されても辞退することは自由です。

③契約の方法

契約業者となった者は役場担当課員の指示に従い、書面（請書及び契約書）により契約します。

④契約の履行

契約の履行は請書及び契約書に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、自ら履行しなければなりませんので、業種選定をする時に自ら履行できる業種を選定してください。

⑤請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う邑楽町の確認検査後、請求に基づき口座振替の方法により支払います。

⑥不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為があったときは、契約した業務を解約するとともに、登録の抹消を行うことがあります。

8. 申請書の記載方法

①住所

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を住所として記入してください。

②商号又は名称

法人は商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は通常使用している商号がある場合はそれを記入してください。無い場合は記入しないでください。

③代表者職・氏名

法人は商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主はその経営者を記入してください。

④印鑑

法人は印鑑登録した代表社印を使用してください。個人事業主は実印でなくてもかまいません。なお、申請書等に使用した印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用して頂きますのでご注意ください。

⑤希望職種（その他には、具体的な業務名を記入してください。）

○ 土木工事

一般土木 舗装 造園土木 交通安全施設 水道管 その他（ ）

○ 建築工事

ガラス サッシ 建具 屋根 内装 左官 畳 タイル ブロック 建築板金 塗装
障子 大工 電気工事 その他（ ）

○ 業務委託

建築設計 清掃 自動車修理 造園管理 その他（ ）

○ 物品・役務

事務用品 雑貨 花木 印刷 電気製品 衣類 図書 燃料 土木建築材料
車両販売 通訳 写真 その他（ ）